



2023 年度「大綱」提示 ～人事評価が給与に反映される大問題の昇給制度の「改悪」！～

北九州市教組はこれまで、「人事評価〔業績評価〕を給与に反映させること」をずっと反対し拒み続けてきました。人事委員会にも教育委員会にも**教育現場には絶対に馴染まないこと**やさらなる**「超過勤務」につながる**ことなどを強く訴え続けてきました。

ところが今回、当局は「昇任に伴う特別昇給制度の改正」「55歳未満の教職員の昇給制度の改正」を政令市では最後の砦であった北九州でも「大綱」に提示してきたのです。

⊖「A判定の者」を1号給多く昇給させるための原資。問題は、**事務職員の「昇任」も対象となること**。教員との給与格差の是正となっていた「昇任」効果が減少するのは**大きな問題である**。

令和5年度小学校、中学校及び特別支援学校 Ⅲ 昇任に伴う特別昇給制度の改正

1 号給数の改正

教職員が昇任した場合の特別昇給の号給数について、下記のとおり改正する考えで、人事委員会と協議する。

現 行	改 正 後
4号給	2号給

2 実施時期
令和5年4月1日とする。ただし、令和7年4月1日付での派遣等に伴い、令和7年3月31日付で昇任する者の実施時期は、その昇任する日とする。

Ⅳ 55歳未満の教職員の昇給制度の改正

絶対反対！

1 改正の対象となる教職員

次に掲げる職務の級に在級する教職員のうち、昇給日の属する年度の4月1日の前日において55歳未満の教職員

- (1) 教育職給料表 (3) 1～特2級
- (2) 教育職給料表 (4) 1～特2級
- (3) 行政職給料表 1～4級
- (4) 医療職給料表 (2) 1～3級

2 改正内容

勤務成績判定期間において、特に優秀な勤務実績であった教職員の昇給の号給数については、下記のとおりとする考えで、人事委員会と協議する。

教職員	定期評価 総合評価※	昇給の号給数
昇給日の属する年度の4月1日の前日において55歳未満の教職員	A	5号給

※行政職給料表及び医療職給料表(2)を適用される者については、「実績評価」と読み替える。

3 実施時期
令和7年4月1日とする。

⊖交渉の中で訴えてきたこと

- 当局(教育委員会)は、この制度を管理職に対してしっかり研修し導入すると説明しているが、本当に公平に業績評価ができるのか、恣意的評価は絶対ないのか、「評価の点検」はどうするのか、危惧するところである。
- 「教職員の9割が多忙だと感じ、勤務環境が改善している」と言い難い(人事委員会報告)中で、この制度を導入することは、さらなる「長時間労働」につながる。
- 「業績評価は勤務時間内だけなのか？」という質問に「時間外でも『顕著な実績』があれば参考にする」という返答があり、「そんな曖昧な『評価基準』は職員分断と超過勤務につながる。大問題である。」と指摘。
- 現在でも職員会議で意見を言う職員が減っているのにますます「ものを言わない」「管理職に対してものを言えなくなる」教職員が増えるのではないかなどなど…

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1
北九州教育会館 TEL(093)953-0381

